

10月7日付け プレスリリース

No.	件名	担当課
1	消防職員の非違行為に係る処分について	消防総務課

令和6年10月7日

大館市記者クラブ員 各位

大館市消防長 虻川茂樹  
(消防総務課担当)

消防職員の非違行為に係る処分について

本市の男性消防職員が、令和6年7月8日及び8月16日に、男性の立ち入りを禁じている消防庁舎内の女性専用エリアへ侵入し、女子トイレのドアを開ける非違行為があったため、本日、下記のとおり処分を決定したものです。

記

- 処分日 10月7日(月)
- 処分の内容 大館市消防署 分署勤務 係長 40歳代  
・懲戒処分 停職3月(地方公務員法第29条、非違行為)
- 虻川茂樹消防長のコメント

このたびの消防職員による非違行為は、関係職員はもとより市民の皆様のご信頼を損ねる行為であり、誠に遺憾であります。

今後、二度とこのようなことがないように、規律意識の向上を図り、皆様のご信頼回復に努めてまいります。

お問い合わせ 消防本部消防総務課 担当：相馬

TEL 0186-43-4152